

18 その他

統計表を見る方のために

利用上の注意

1 不服審査

この統計表は、平成13会計年度内における国税通則法及び行政不服審査法による不服申立ての事績を、異議申立てと審査請求とに分けて掲げたものである。

2 訴訟事件

この統計表は、平成13会計年度内における賦課又は徴収関係(徴収及び滞納処分)に関連して国、国税局長又は税務署長を当事者又は参加人とする訴訟の事績について、国側被告事件(賦課又は徴収関係)と国側原告事件(徴収関係)に区分して掲げたものである。

なお、原告、被告の区分はすべて当該事件の第一審における原告、被告の区分によるものである。

3 直接国税犯則事件(査察事件)

この統計表は、平成13年中における国税犯則取締法に基づく直接国税に係る犯則事件に対する処分(一審)の状況について掲げたものである。

4 間接国税犯則事件

この統計表は、平成13会計年度内の国税犯則取締法に基づく間接国税に係る犯則事件に関する事績を、検挙及び処理の状況、通告処分及び履行状況、酒税の違反行為別検挙の状況、消費税、酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況を区分して掲げたものである。

5 資料収集

この統計表は、平成13事務年度における法定資料、法定外資料の資料収集、不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出監査状況を掲げたものである。

6 税務相談

この統計表は、平成13会計年度内における相談及び苦情の受理の状況を掲げたものである。

7 青色申告会、法人会等の現況

青色申告会、法人会、酒類業組合及び間税会の組織状況を掲げたものである。

8 振替納税制度(申告所得税関係)の普及状況

平成13会計年度内における申告所得税の振替納税の普及状況を掲げたものである。

9 税理士

この統計表は、税理士試験の受験・合格者数等を掲げたものである。

10 平成10年以後、当分の間停止された税目の累年比較

この統計表は、平成10年以後、当分の間、課税が停止された税目の課税事績等を掲げたものである。

18 - 1 不服審査

(1) 異議申立て

区 分	本 年 度 要 処 理 件 数			計	み な す 審 査 請 求 件 数	本	
	前年度未決 繰越件数	本年度に申し立てた件数				み な す 取 下 件 数	取 下 件 数
		処分に係るもの	不作為に係るもの				
平成9年度	86	379	1	466	1	-	44
10	73	345	-	418	-	-	43
11	107	311	-	418	-	-	25
12	47	361	-	408	4	-	20
13	70	265	-	335	-	-	15
(内訳)							
申告所得税	25	74	-	99	-	-	3
源泉所得税	1	6	-	7	-	-	1
法人税	31	51	-	82	-	-	6
相続税	-	22	-	22	-	-	-
贈与税	-	-	-	-	-	-	-
消費税	6	52	-	58	-	-	2
法人特別税等	-	-	-	-	-	-	-
地方消費税	6	50	-	56	-	-	2
酒 税	-	1	-	1	-	-	-
徴収関係	1	9	-	10	-	-	1
計	70	265	-	335	-	-	15

調査対象等：平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に国税通則法及び行政不服審査法に基づき「異議申立て」のなされた

用語の説明：1 **不作為**とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為

2 **みなす審査請求**とは、国税局長又は税務署長等が異議申立てを審査請求として取扱うことを適当と認め、かつ、異議
てされた他の更正決定等に対し異議申立てがされたときに審査請求がされたものとみなされたものをいう。

3 **みなす取下げ**とは、異議決定を経ないで審査請求がされた場合に取下げられたものとみなされた異議申立て及び
みなされた審査請求をいう。

4 **取下げ**とは、不服申立人が異議申立て又は審査請求を撤回したものをいう。

5 **却下**とは、不服申立ての要件を欠いているため審査の対象にならないと判定されたものをいう。

6 **棄却**とは、原処分を適法又は妥当と認め、不服申立てが認められなかったものをいう。

7 **取消し又は変更**とは、原処分の全部又は一部に違法又は不当を認め、原処分の全部又は一部を取消した判定をいう。

年 度 処 理 済 件 数						本年度未決 繰越件数	区 分
却下件数	棄却件数	全部取消 件	一部取消 件	変 更 そ の 他	計		
件	件	件	件	件	件	件	
3	339	2	4	-	392	73	平成9年度
6	256	-	6	-	311	107	10
23	312	3	8	-	371	47	11
4	273	3	34	-	334	70	12
16	198	-	39	-	268	67	13
							(内 訳)
2	56	-	30	-	91	8	申告所得税
1	3	-	2	-	7	-	源泉所得税
4	41	-	1	-	52	30	法人税
-	11	-	-	-	11	11	相続税
-	-	-	-	-	-	-	贈与税
3	43	-	3	-	51	7	消費税
-	-	-	-	-	-	-	法人特別税等
3	41	-	3	-	49	7	地方消費税
-	-	-	-	-	-	1	酒 税
3	3	-	-	-	7	3	徴収関係
16	198	-	39	-	268	67	計

ものを掲げた。

をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。

申立人がそれに同意したとき、あるいは更正決定等について審査請求がされている場合に、その更正決定等に係る課税標準等につい

審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議申立書の謄本を発している場合に取下げられたものと

(2) 審査請求

区 分	本 年 度 要 処 理 件 数				本		
	前年度未決 繰越件数	本年度に請求した件数		み な す 審 査 請 求 件 数	計	み な す 取 下 件 数	取 下 件 数
		処分に係るもの	不作為に係るもの				
	件	件	件	件	件	件	件
平成9年度	324	264	-	1	589	-	19
10	391	177	-	-	568	-	5
11	262	253	-	-	515	-	6
12	298	193	-	4	495	-	17
13	245	231	-	-	476	-	39
(内訳)							
申告所得税	76	61	-	-	137	-	10
源泉所得税	-	4	-	-	4	-	1
法人税	69	41	-	-	110	-	5
相続税	7	19	-	-	26	-	-
贈与税	-	-	-	-	-	-	-
消費税	49	52	-	-	101	-	11
法人特別税等	12	-	-	-	12	-	-
地方消費税	31	50	-	-	81	-	11
酒 税	-	-	-	-	-	-	-
徴収関係	1	4	-	-	5	-	1
計	245	231	-	-	476	-	39

調査対象等：平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に国税通則法及び行政不服審査法に基づき「審査請求」のなされたも

年 度 処 理 済 件 数						本年度未決 繰越件数	区 分
却下件数	棄却件数	全部取消 件数	一部取消 件数	変 更 そ の 他	計		
件	件	件	件	件	件	件	
2	159	2	16	-	198	391	平成9年度
15	219	23	44	-	306	262	10
27	173	-	11	-	217	298	11
7	215	2	9	-	250	245	12
24	141	6	38	-	248	228	13
							(内訳)
5	73	-	24	-	112	25	申告所得税
1	1	-	-	-	3	1	源泉所得税
-	13	6	1	-	25	85	法人税
-	3	-	-	-	3	23	相続税
-	-	-	-	-	-	-	贈与税
9	26	-	7	-	53	48	消費税
-	-	-	-	-	-	12	法人特別税等
9	23	-	6	-	49	32	地方消費税
-	-	-	-	-	-	-	酒 税
-	2	-	-	-	3	2	徴収関係
24	141	6	38	-	248	228	計

のを掲げた。

18 - 2 訴訟事件

(1) 国側被告事件

区分	前年度未係属件数	事件区分の調整数	本年度未提起件数	本年度終結件数										本年度未係属件数
				取下件数	却下件数	国勝訴件数	国側敗訴件数	側部敗訴件数	差戻件数	和解件数	その他	計		
(第一審)	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
課税関係	所得税	3	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	3	-
	法人税	6	-	3	-	-	1	-	-	-	-	-	1	8
	資産税	2	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2	1
	消費税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	酒税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	4	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	2	1
計	15	-	3	-	-	6	-	1	-	-	1	8	10	
徴収関係	行政事件	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
	執行停止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	損害賠償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他民事	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	簡易事件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	
合計	17	-	3	-	-	7	-	1	-	-	1	9	11	
(控訴審)														
課税関係	所得税	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1
	法人税	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	資産税	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
	消費税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	酒税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
計	1	-	4	-	-	2	1	-	-	-	-	3	2	
徴収関係	行政事件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	執行停止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	損害賠償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他民事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	簡易事件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	1	-	4	-	-	2	1	-	-	-	-	3	2	

調査対象等：平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間における国税の賦課又は徴収関係に関する訴訟事件について掲げた。

用語の説明：1 **取下げ**とは、原告が訴えを撤回したものをいう。

2 **却下**とは、訴訟要件又は上訴の要件が具備されていないため不適法として排斥されたものをいう。

3 **差戻**とは、上級審で原判決を取り消した場合に、審査をやり直させるため改めて控訴審又は第一審に移審されたものをいう。

4 **和解**とは、争っている当事者が互いに譲歩して争いをやめたものをいう。

区 分	前年度未 係属件数	事件区分 の変更調 整数	本年度 提起件数	本 年 度 終 結 件 数										本年度未 係属件数		
				取 下 件 数	却 下 件 数	国 勝 件	側 訴 数	国 一 勝 件	側 部 訴 数	国 敗 件	側 訴 数	差 件	戻 数		和 解 件 数	そ の 他
(上告審)	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
課税関係	所得税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	法人税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	資産税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	消費税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	酒 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
計	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
徴収関係	行政事件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	執行停止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	損害賠償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他民事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	簡易事件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
(審級別合計)																
課税関係	所得税	4	-	1	-	-	2	1	1	-	-	-	-	4	1	
	法人税	6	-	4	-	-	1	-	-	-	-	-	1	9		
	資産税	2	1	1	-	-	3	-	-	-	-	-	3	1		
	消費税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	酒 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
その他	4	1	2	-	-	2	-	-	-	-	1	3	2			
計	16	-	8	-	-	8	1	1	-	-	1	11	13			
徴収関係	行政事件	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-		
	執行停止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	損害賠償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	その他民事	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		
	簡易事件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
計	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1			
合 計	18	-	8	-	-	9	1	1	-	-	1	12	14			

(2) 国側原告事件

区 分	前年度未 係属件数	事件区分 変更調整 の件数	本 年 度 本 提 起 件 数	本 年 度 終 結 件 数										本 年 度 未 係属件数		
				取下げ 件数	却下 件数	国勝 訴件	側 訴件	国一 勝件	側 部訴 件数	国敗 訴件	側 訴件	差戻し 件数	和解 件数		その他	計
(第一審)	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
債 権 取 立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 民 事	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
簡 易 事 件	支 払 命 令	保 全 処 分	強 制 執 行	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
(控訴審)																
詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
債 権 取 立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 民 事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
簡 易 事 件	支 払 命 令	保 全 処 分	強 制 執 行	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(上告審)																
詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
債 権 取 立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 民 事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
簡 易 事 件	支 払 命 令	保 全 処 分	強 制 執 行	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(審級別合計)																
詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
債 権 取 立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 民 事	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
簡 易 事 件	支 払 命 令	保 全 処 分	強 制 執 行	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	

調査対象等：平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間における国税の徴収関係に関する訴訟事件について掲げた。

18 - 3 直接国税犯則事件(査察事件)

(1) 起訴事件数

区 分	起 訴 事 件					
	前年からの 繰越未決件数	起訴件数の 合 計	左 の 内 訳			
			有 罪 件 数	無 罪 件 数	公訴権消滅件数	未 決 件 数
	件	件	件	件	件	件
申告所得税	-	-	-	-	-	-
法人税	4	6	4	-	-	2
その他	-	-	-	-	-	-
合 計	4	6	4	-	-	2

調査期間：平成13年1月1日から平成13年12月31日までの間における事績を示したものである。

(2) 有罪に係る人員及び金額

区 分	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た も の の 人 員	罰 金	
		人 員	金 額
	人	内 人(社)	千円
申告所得税	-	-	-
法人税	3	- 4	108,000
その他	-	-	-
合 計	3	- 4	108,000

(注) 内書は、懲役刑に罰金刑を併科されたものである。

(3) 犯則者違反行為別件数

区 分	該 当 条 項	件 数
		外 件
申告所得税	第 238 条	- -
〃	第 244 条	- -
法人税	第 159 条	- 4
〃	第 164 条	4 -
合 計		4 4

(注) 1 この表は、「(1)起訴事件数」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。

2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

18 - 4 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理の状況

区 分	酒				税			
	免 許 者		非 免 許 者	小 計	犯 則 者 が 判 明 し な い も の			
	酒 類 等 製 造 者	酒 類 販 売 業 者						
要件 処 理 数	外	件	外	件	外	件	外	件
処理 済 件 数	前年度からの繰越処理未済	-	-	-	-	-	-	-
	検 挙	-	-	-	-	-	-	-
	通 告 処 分	-	-	-	-	-	-	-
	告 発 { 収 税 官 吏	-	-	-	-	-	-	-
	{ そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
	不 問 処 分	-	-	-	-	-	-	-
通 知 処 分	-	-	-	-	-	-	-	
不 告 発	-	-	-	-	-	-	-	
処 分 前 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	-	-	
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	-	-	-	-	-	-	-	
		千円		千円		千円		千円
犯 則 に 係 る 税 額	-	-	-	-	-	-	-	-
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	-	-	-	-	-	-	-	-

区 分	石 油 ガ ス 税			石 油 税			た ば こ	
	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	
要件 処 理 数	外	件	外	件	外	件	外	件
処理 済 件 数	前年度からの繰越処理未済	-	-	-	-	-	-	-
	検 挙	-	-	-	-	-	-	-
	通 告 処 分	-	-	-	-	-	-	-
	告 発 { 収 税 官 吏	-	-	-	-	-	-	-
	{ そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
	不 問 処 分	-	-	-	-	-	-	-
通 知 処 分	-	-	-	-	-	-	-	
不 告 発	-	-	-	-	-	-	-	
処 分 前 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	-	-	
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	-	-	-	-	-	-	-	
		千円		千円		千円		千円
犯 則 に 係 る 税 額	-	-	-	-	-	-	-	-
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	-	-	-	-	-	-	-	-

調査対象等：平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

用語の説明：1 **通告処分**とは、犯則者に対し罰科金に相当する金額、没収品等を納付すべき旨を通告したものをいう。

2 **通知処分**とは、犯則の心証を得なかったものについてその旨を通知したものをいう。

3 **不問処分**とは、犯則の心証を得たが軽微な犯則事件等で、通告処分又は告発を行わなかったものをいう。

4 **収税官吏**とは、犯則事件の調査のため、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押等を行うことができる国税職員をいう。

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

揮 発 油 税				地方道路税	区 分
計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計		
外 件	外 件	外 件	外 件	外 件	
-	-	-	-	-	前年度からの繰越処理未済
-	-	-	-	-	検 査 } 要件
-	-	-	-	-	通 告 処 分 } 処
-	-	-	-	-	収 税 官 吏 } 告 発 } 理
-	-	-	-	-	そ の 他 } 件 数
-	-	-	-	-	不 問 処 分 } 処
-	-	-	-	-	通 知 処 分 } 理
-	-	-	-	-	不 告 発 } 済
-	-	-	-	-	処 分 前 公 訴 権 消 滅 } 件
-	-	-	-	-	本 年 度 未 処 理 未 済 件 数
千円	千円	千円	千円	千円	
-	-	-	-	-	犯 則 に 係 る 税 額
-	-	-	-	-	通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額

及びたばこ特別税		取引所税	印紙税	航空機燃料税	電源開発促進税	合計	区 分
秩序犯	計						
外 件	外 件	外 件	外 件	外 件	外 件	外 件	
-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越処理未済
-	-	-	-	-	-	-	検 査 } 要件
-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 } 処
-	-	-	-	-	-	-	収 税 官 吏 } 告 発 } 理
-	-	-	-	-	-	-	そ の 他 } 件 数
-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分 } 処
-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分 } 理
-	-	-	-	-	-	-	不 告 発 } 済
-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 公 訴 権 消 滅 } 件
-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 処 理 未 済 件 数
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
-	-	-	-	-	-	-	犯 則 に 係 る 税 額
-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額

(2) 通告処分及び履行状況

区 分	酒 税				
	免 許 者		非 免 許 者	計	
	酒 類 等 製 造 者	酒 類 販 売 業 者			
	外 件	外 件	外 件	外 件	
要履行 件数	前年度からの繰越履行未済	-	-	-	-
	通告処分	-	-	-	-
	計	-	-	-	-
履行等 件数	通告不履行による告発	-	-	-	-
	通告後公訴権消滅	-	-	-	-
	通告履行	-	-	-	-
	計	-	-	-	-
本年度未履行未済件数	-	-	-	-	-
		千円	千円	千円	千円
通告履行罰科金相当額	-	-	-	-	-

区 分	石 油 ガ ス 税			石 油 税		
	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計
	外 件	外 件	外 件	外 件	外 件	外 件
要履行 件数	前年度からの繰越履行未済	-	-	-	-	-
	通告処分	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
履行等 件数	通告不履行による告発	-	-	-	-	-
	通告後公訴権消滅	-	-	-	-	-
	通告履行	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
本年度未履行未済件数	-	-	-	-	-	-
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
通告履行罰科金相当額	-	-	-	-	-	-

調査対象等：平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

用語の説明：不履行とは、通告処分を履行しなかったものをいう。

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

揮 発 油 税			区 分
ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	
外 件	外 件	外 件	
-	-	-	前年度からの繰越履行未済
-	-	-	通 告 処 分
-	-	-	計
-	-	-	通告不履行による告発
-	-	-	通 告 後 公 訴 権 消 滅
-	-	-	通 告 履 行
-	-	-	計
-	-	-	本年度未履行未済件数
千円	千円	千円	
-	-	-	通告履行罰科金相当額

た ば こ 税			合 計	区 分
ほ 脱 犯	秩 序 犯	計		
外 件	外 件	外 件	外 件	
-	-	-	-	前年度からの繰越履行未済
-	-	-	-	通 告 処 分
-	-	-	-	計
-	-	-	-	通告不履行による告発
-	-	-	-	通 告 後 公 訴 権 消 滅
-	-	-	-	通 告 履 行
-	-	-	-	計
-	-	-	-	本年度未履行未済件数
千円	千円	千円	千円	
-	-	-	-	通告履行罰科金相当額

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区 分	免 許 者								
	酒 類 製 造 者			酒 母・も ろ み 製 造 者			酒 類 卸 売 業 者		
	件 数	犯 則 数 量	税 額	件 数	犯 則 数 量	税 額	件 数	犯 則 数 量	税 額
	外 件	kg	千円	外 件	kg	千円	外 件	kg	千円
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-
“ 第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-
“ 第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-
“ 第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-
“ 第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-
“ 第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-
“ 第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
犯 則 者 が 判 明 し な い も の	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)1 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 道 路 税		石 油 ガ ス 税		石 油 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数
第 27 条 第 1 項 第 1 号	-	第 15 条 第 1 項 第 1 号	-	第 28 条 第 1 項 第 1 号	-	第 24 条 第 1 項 第 1 号	-	第 28 条 第 1 項 第 1 号	-
“ 第 2 号	-	“ 第 2 号	-	“ 第 2 号	-	“ 第 2 号	-	“ 第 2 号	-
第 28 条 第 1 号	-	第 15 条 の 2	-	第 29 条 第 1 号	-	第 25 条 第 1 号	-	第 29 条 第 1 号	-
“ 第 2 号	-			“ 第 2 号	-	“ 第 2 号	-	“ 第 2 号	-
“ 第 3 号	-			“ 第 3 号	-	第 26 条 第 1 号	-	第 30 条 第 1 号	-
第 29 号 第 1 号	-			第 30 条 第 1 号	-	“ 第 2 号	-	“ 第 2 号	-
“ 第 2 号	-			“ 第 2 号	-	“ 第 3 号	-	“ 第 3 号	-
“ 第 3 号	-			“ 第 3 号	-	“ 第 4 号	-	“ 第 4 号	-
“ 第 4 号	-			“ 第 4 号	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

(注) 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

酒類小売業者				非免許者				計				左の計のうち密輸入酒類に係るもの			区分	
件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量			税額
外件	l	kg	千円	外件	l	kg	千円	外件	l	kg	千円	件	l	kg	千円	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第54条
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第55条
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第56条第1項第1号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第2号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第3号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第4号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第5号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第6号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第7号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第58条
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第59条
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第60条
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	合計
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	犯則者が判明しないもの

取引所税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第14条第1項	件	第22条第1項第1号	件	第20条第1項第1号	件	第13条第1項	件
第15条第1号	-	第22条第1項第2号	-	第20条第1項第2号	-	第14条第1号	-
第15条第2号	-	第23条	-	第21条第1号	-	第14条第2号	-
		第24条	-	第21条第2号	-	第14条第3号	-
		第25条第1号	-	第21条第3号	-		
		第25条第2号	-				
		第25条第3号	-				
		第25条第4号	-				
		第26条第1号	-				
		第26条第2号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

18-5 資料収集

(1) 法定資料、法定外資料の資料収集

区分 (事務年度)	法定資料					法定外資料	合計
	給与源泉 徴収票	利子 支払調書	配当 支払調書	その他	計		
平成9年度	千枚 422	千枚 189	千枚 35	千枚 593	千枚 1,239	千枚 1,989	千枚 3,228
10	452	161	28	666	1,307	1,909	3,216
11	451	102	66	712	1,331	1,711	3,042
12	467	89	46	726	1,328	1,323	2,651
13	483	59	24	708	1,273	929	2,202

資料：課税総括課調

(2) 不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出監査状況

区分 (事務年度)	提出者数	監査 対象者数	非違の あった 監査対象者	非違の あった 延枚数	監査1件 当たり 非違枚数 /	割合	
						/	/
平成9年度	件 3,921	件 29	件 4	枚 2	枚 1	% 0.7	% 13.8
10	2,505	38	8	11	1	1.5	21.1
11	3,236	32	11	14	1	1.0	34.4
12	3,251	65	6	10	2	2.0	9.2
13	1,800	53	17	173	10	2.9	32.1

資料：課税総括課調

18 - 6 税 務 相 談

税務相談の受理状況

区 分	所得 税	法 人 税	資 産 税	間 接 税	徴 収	そ の 他	計	前 年 比
	件	件	件	件	件	件	件	%
平成9年度	76,037	2,746	43,739	4,262	1,712	6,919	135,415	115.4
10	83,473	3,712	44,544	3,161	1,539	8,909	145,338	107.3
11	73,462	3,875	47,967	2,826	1,644	6,880	136,654	94.0
12	66,982	2,850	39,843	2,224	1,411	5,761	119,071	87.1
13	68,630	3,244	45,517	2,702	1,366	7,138	128,597	108.0
(内 訳)								
徳 島	19,063	1,144	15,900	657	331	2,385	39,480	133.2
丸 亀	5,703	180	4,057	156	116	293	10,505	127.0
松 山	11,003	320	7,087	361	229	905	19,905	89.8
今 治	3,917	108	2,617	127	71	868	7,708	95.8
高 知	9,516	390	4,610	310	141	804	15,771	94.3
局	19,428	1,102	11,246	1,091	478	1,883	35,228	102.9
合 計	68,630	3,244	45,517	2,702	1,366	7,138	128,597	108.0

資料：税務相談室調

18 - 7 青色申告会、法人会等の現況

(1) 青色申告会(平成14年3月31日現在)

区 分	青色申告会数	会 員 数	加入割合
	会	人	%
徳 島 県	55	5,168	24.5
香 川 県	44	8,071	23.3
愛 媛 県	79	16,927	39.1
高 知 県	55	5,297	24.8
合 計	233	35,463	29.4

(注)1 上部組織として署、県及び四国単位の連合会がある。

$$2 \text{ 加入割合} = \frac{\text{加入会員数}}{\text{青色申告者数}} \times 100$$

(2) 法人会(平成14年6月30日現在)

区 分	法人会数	加入法人数	加入割合
	会	社	%
徳 島 県	6	9,592	57.3
香 川 県	6	14,001	60.8
愛 媛 県	8	15,759	56.6
高 知 県	6	7,210	55.5
合 計	26	46,562	57.8

(注)1 上部組織として県及び四国単位の連合会がある。

$$2 \text{ 加入割合} = \frac{\text{加入法人数}}{\text{法人数}} \times 100$$

(3) 酒類業組合(平成14年4月1日現在)

区 分	酒 造 組 合		卸 酒 販 組 合		小 売 酒 販 組 合	
	組 合 数	組 合 員 数	組 合 数	組 合 員 数	組 合 数	組 合 員 数
	組合	人(社)	組合	人(社)	組合	人(社)
徳 島 県	1	37	1	9	7	1,101
香 川 県	1	16	1	22	6	1,385
愛 媛 県	9	58	1	30	9	1,995
高 知 県	2	19	1	17	6	1,339
合 計	13	130	4	78	28	5,820

(注) 酒造組合及び小売酒販組合には、上部組織としてそれぞれ県連合会がある(酒造組合のうち、徳島県、香川県については、県連合会はない。)

(4) 間税会(平成14年5月31日現在)

区 分	単 位 会 数	会 員 数
	会	人
徳 島 県	6	1,107
香 川 県	6	1,956
愛 媛 県	8	3,380
高 知 県	6	1,523
合 計	26	7,966

(注) 上部組織として、県及び四国単位の連合会がある。

18 - 8 振替納税制度(申告所得税関係)の普及状況

区 分	申告所得税(第2期分)				申告所得税(第3期分)				
	第2期分 納税人員	振替納税 利用人員	振替利用割合		第3期分 納税人員	振替納税 利用人員	振替利用割合		
			/	前年同期			/	前年同期	
	人	人	%	%	人	人	%	%	
徳島県	徳島	4,192	3,808	90.8	92.3	17,501	12,975	74.1	74.5
	鳴門	1,621	1,483	91.5	92.6	7,239	5,346	73.8	74.6
	阿南	834	752	90.2	90.8	4,919	3,692	75.1	73.6
	川島	490	452	92.2	92.4	2,931	2,141	73.0	71.8
	脇町	309	297	96.1	94.9	1,697	1,286	75.8	73.2
	池田	376	349	92.8	94.0	2,075	1,694	81.6	80.4
	計	7,822	7,141	91.3	92.4	36,362	27,134	74.6	74.4
香川県	高松	5,991	5,457	91.1	90.4	23,999	18,700	77.9	78.2
	丸亀	1,659	1,530	92.2	92.7	9,043	6,943	76.8	75.6
	坂出	1,419	1,328	93.6	93.8	7,262	5,403	74.4	75.9
	観音寺	1,394	1,330	95.4	96.5	7,651	6,449	84.3	83.9
	長尾	813	770	94.7	95.4	4,829	3,936	81.5	77.7
	土庄	308	298	96.8	95.3	1,946	1,791	92.0	89.1
	計	11,584	10,713	92.5	92.3	54,730	43,222	79.0	78.7
愛媛県	松山	6,579	5,844	88.8	89.4	28,909	22,080	76.4	74.1
	今治	1,695	1,565	92.3	93.2	8,150	6,261	76.8	75.8
	宇和島	1,191	1,139	95.6	95.0	5,318	4,262	80.1	81.2
	八幡浜	890	849	95.4	97.2	4,844	3,922	81.0	83.1
	新居浜	936	851	90.9	91.0	5,741	4,323	75.3	76.7
	伊予西条	825	767	93.0	94.1	4,779	3,783	79.2	78.5
	大洲	610	580	95.1	96.7	3,092	2,534	82.0	81.7
	計	13,730	12,540	91.3	91.9	65,351	50,693	77.6	76.9
高知県	高知	4,736	4,134	87.3	88.4	18,794	13,580	72.3	71.7
	安芸	471	434	92.1	92.4	3,242	2,525	77.9	76.3
	南国	1,167	1,041	89.2	89.7	5,699	4,076	71.5	71.1
	須崎	690	637	92.3	91.3	3,684	2,712	73.6	74.5
	中村	782	726	92.8	93.6	4,057	3,004	74.0	74.3
	伊野	741	666	89.9	91.3	3,860	2,904	75.2	75.7
	計	8,587	7,638	88.9	89.8	39,336	28,801	73.2	72.9
全管計		41,723	38,032	91.2	91.7	195,779	149,850	76.5	76.2

調査時点：第2期分は平成13年11月30日、第3期分は平成14年3月31日

18 - 9 税 理 士

(1) 税理士試験の受験・合格者数

区 分	受 験 者 数	合 格 者 数	一 部 科 目 合 格 者 数
	人	人	人
第 47 回 (平成9年)	1,025	12	104
第 48 回 (10)	1,037	20	102
第 49 回 (11)	1,008	20	78
第 50 回 (12)	1,093	11	117
第 51 回 (13)	1,108	7	138

資料：人事課調

(2) 税務署別の通知弁護士、許可公認会計士

区 分	通 知 弁 護 士	許 可 公 認 会 計 士
	人	人
徳 島 県	徳 島	2
	鳴 門	-
	阿 南	-
	川 南	-
	脇 池	-
	計	2
香 川 県	高 松	2
	丸 亀	1
	坂 出	-
	観 音	-
	長 尾	-
	計	3
愛 媛 県	松 山	6
	今 治	-
	宇 和	-
	八 幡	1
	新 居	1
	伊 予	-
	大 予	-
	計	8
高 知 県	高 知	1
	安 芸	-
	南 国	-
	須 崎	-
	中 村	-
	計	1
全 管 計	14	6

資料：税理士監理官調

調査時点：平成14年3月31日現在

用語の説明：1 **通知弁護士**とは、税理士法51条により、税理士業務を行おうとする地域を管轄する国税局長に対し税理士業務を行うことを通知した弁護士をいう。

2 **許可公認会計士**とは、税理士法附則第37条により、税理士業務を行おうとする事務所の所在地の所轄国税局長から税理士業務を行うことを許可された公認会計士をいう。

(3) 税務署別登録税理士数

区 分	税 理 士 数	
	人	
徳 島 県	徳 島	180
	鳴 門	35
	阿 南	25
	川 南	19
	脇 池	16
	計	287
香 川 県	高 松	287
	丸 亀	82
	坂 出	55
	観 音	51
	長 尾	32
	計	518
愛 媛 県	松 山	275
	今 治	67
	宇 和	36
	八 幡	27
	新 居	31
	伊 予	38
	大 予	9
	計	510
高 知 県	高 知	150
	安 芸	12
	南 国	12
	須 崎	5
	中 村	14
	計	204
全 管 計	1,519	

資料：税理士監理官調

調査時点：平成14年3月31日現在

18 - 10 平成10年以後、当分の間停止された税目の累年比較

地価税の課税状況

区 分	個 人			法 人			合 計		
	件 数	課税価格	税 額	件 数	課税価格	税 額	件 数	課税価格	税 額
	件	百万円	千円	件	百万円	千円	件	百万円	千円
平成4年分	40	105,547	85,782	409	1,986,212	2,411,452	449	2,091,759	2,497,234
5	38	93,492	101,499	396	1,860,748	3,343,147	434	1,954,240	3,444,646
6	36	86,574	89,361	395	1,858,396	3,259,571	431	1,944,970	3,348,932
7	29	69,665	70,121	385	1,775,733	3,050,196	414	1,845,398	3,120,317
8	20	48,866	25,134	381	1,713,450	1,440,533	401	1,762,316	1,465,667
9	17	41,984	21,564	375	1,615,528	1,350,390	392	1,657,512	1,371,954

(注) 1 件数は、実件数を示す。

2 各年分について、翌年6月30日までの間の申告又は処理による課税実績を示したものである。

(前年以前分の課税状況)

区 分	個 人			法 人			合 計		
	件 数	課税価格	税 額	件 数	課税価格	税 額	件 数	課税価格	税 額
	件	百万円	千円	件	百万円	千円	件	百万円	千円
平成10年分	-	-	-	-	4,235	14,767	-	4,235	14,767
11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 平成9年以前分について、調査年分の7月1日から翌年6月30日までの間の申告又は処理による課税実績を示したものである。